

事業再構築補助金の概要





事業再構築補助金の制度内容と申請要件



事業再構築補助金 申請要件

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。
- コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。

主要申請要件

(1) 売上が減っている

- 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

(2) 事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。



(3) 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

認定経営革新等支援機関：https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する（7ページもご参照ください）。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。



NEXT
Advisory Office



補助金額と補助率

- 予算額として、令和2年度第3次補正予算で、1兆1485億円が計上されています。
- 補助金の公募は、1回ではなく、令和3年度にも複数回実施する予定です。

中小企業 通常枠： 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2 / 3

卒業枠： 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2 / 3

卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

中堅企業 通常枠： 補助額 100万円～8,000万円 補助率 1 / 2 (4,000万円超は1 / 3)

グローバルV字回復枠： 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1 / 2

グローバルV字回復枠とは

100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ① 直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成を見込む事業計画を策定すること。



「通常枠での加点措置」と「緊急事態宣言特別枠」

- 緊急事態宣言により深刻な影響を受け、早期の事業再構築が必要な中小企業等については、「通常枠」で加点措置を行います。
- 更に、これらの事業者向けに「緊急事態宣言特別枠」を設け、補助率を引き上げます。「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、通常枠で再審査いたします。

対象となる事業者

通常枠の申請要件（P.2参照）を満たし、かつ、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者

【注】要件に合致すれば、地域や業種は問いません。

通常枠の加点措置

審査において、一定の加点措置を行います。

緊急事態宣言特別枠

補助率を引き上げた特別枠を設けます。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

【注】「緊急事態宣言特別枠」には、採択件数に限りがあります。ただし、不採択となった場合も、通常枠で再審査しますので、特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が高くなる可能性が高いです。



中小企業の範囲

- 中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様です。
- 中堅企業の範囲は、資本金10億円未満の会社です。

中小企業の範囲

製造業その他： 資本金 3 億円以下の会社 又は 従業員数300人以下の会社及び個人
卸売業： 資本金 1 億円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人
小売業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数50人以下の会社及び個人
サービス業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

【注1】大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。

【注2】確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、中堅企業として支援の対象となります。

【注3】企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等も支援の対象です。

中堅企業の範囲

中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社



補助対象となるもの・ならないもの

- 本補助金は、基本的に設備投資を支援するものです。設備費のほか、建物の建設費、建物改修費、撤去費、システム購入費も補助対象です。
- 新しい事業の開始に必要な研修費、広告宣伝費・販売促進費も補助対象です。

補助対象経費の例

【主要経費】

- 建物費（建物の建築・改修に要する経費）、建物撤去費、設備費、システム購入費

【関連経費】

- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）
- 研修費（教育訓練費等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- リース費、クラウドサービス費、専門家経費

【注】「関連経費」には上限が設けられる予定です。

補助対象外の経費の例

- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費
- 販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費



事業計画の策定

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定する必要があります。
- 事業計画は、認定経営革新等支援機関と相談しつつ策定してください。認定経営革新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

(1) 事業計画に含めるべきポイントの例

- 現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- 事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）
- 事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- 実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画（付加価値増加を含む）



具体的な審査項目は、公募要領に掲載されています。事業実施体制・財務の妥当性、市場ニーズの検証、課題解決の妥当性、費用対効果、再構築の必要性、イノベーションへの貢献、経済成長への貢献などが審査項目となっています。

(2) 認定経営革新等支援機関とは

https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



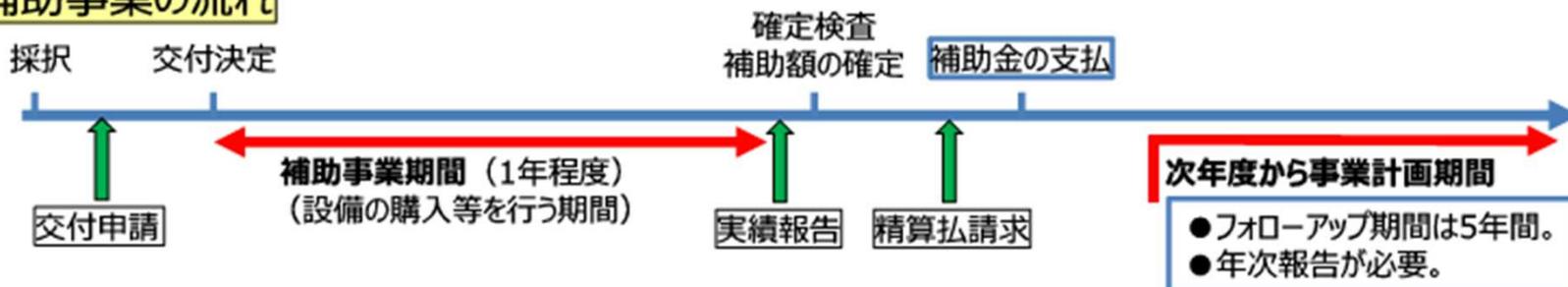
- 認定経営革新等支援機関とは、中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関です。
- 全国で3万以上の金融機関、支援団体、税理士、中小企業診断士等が認定を受けています。
- 中小企業庁のホームページで、認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。



申請からフォローアップまでのスケジュール

- 補助金は、事業者による支出を確認した後に支払われます。概算払制度を設ける予定ですが、補助金交付要綱等に基づき、用途はしっかりと確認することとなります。
- 事業計画は、補助事業期間終了後もフォローアップします。補助事業終了後5年間、経営状況等について、年次報告が必要です。補助金で購入した設備等は、補助金交付要綱等に沿って、厳格に管理することとなります。

補助事業の流れ



事業終了後のフォローアップ項目の例

- **事業者の経営状況、再構築事業の事業化状況の確認**
 - ※「卒業枠」では、事業計画期間終了後、正当な理由なく中堅企業へ成長できなかった場合、補助金の一部返還を求める予定です。
 - ※「グローバルV字回復枠」では、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく付加価値目標が未達の場合、補助金の一部返還を求める予定です。
- **補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応**
 - ※不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性があります。



スケジュールと準備

- 第1回公募については、公募開始は3月26日、申請受付開始は4月15日【予定】、応募締切は4月30日です。
- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。
- 申請を考えておられる事業者は、事業計画の策定等の準備を進めることが可能です。

申請に向けた準備

● 電子申請の準備

申請はjGrants（電子申請システム）での受付を予定しています。GビズIDプライムアカウントの発行に時間を要する場合がありますので、**早めのID取得をお勧めします**。GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

なお、本事業では、早期の発行が可能な「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請も可能です。

（詳細は、公募要領をご覧ください。）



● 事業計画の策定準備

一般に、**事業計画の策定には時間がかかります**。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

● 認定経営革新等支援機関との相談

必要に応じて、認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページで確認できます。

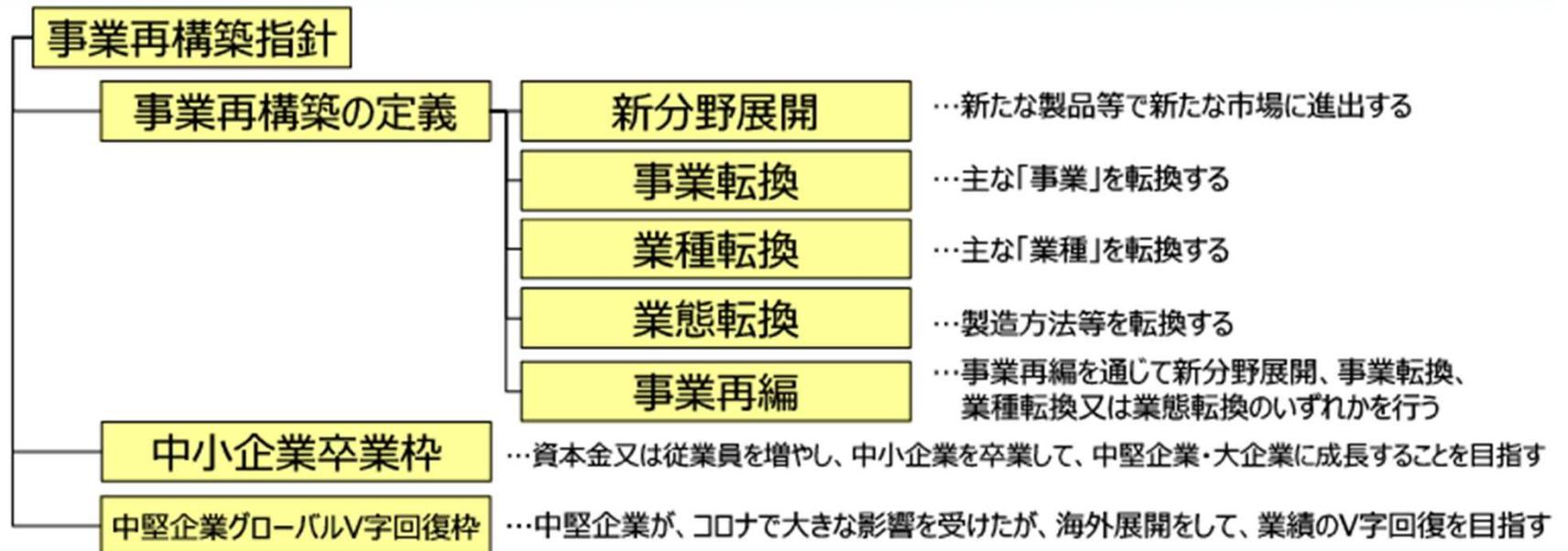


事業再構築の種類と適用要件



事業再構築の定義

- 「事業再構築指針」(以下「指針」)は、事業再構築補助金の支援の対象を明確化するため、「事業再構築」の定義等について、明らかにしたものです。
- 「事業再構築」とは、「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」又は「事業再編」の5つを指し、本事業に申請するためには、これら5つのうち、いずれかの類型に該当する事業計画を認定支援機関と策定することが必要となります。
- また、指針では、これに加え、中小企業卒業枠及び中堅企業グローバルV字回復枠の要件についても定めています。





新分野展開の要件

- 「新分野展開」とは主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造等し、新たな市場に進出することを指します。
- 「新分野展開」に該当するためには、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「売上高10%要件」の3つを全て満たす（＝事業計画において示す） 必要があります。

新分野展開の定義

中小企業等が主たる業種(※1)又は主たる事業(※2)を変更することなく、新たな製品等を製造等することにより、新たな市場に進出すること

(※1) 直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

(※2) 直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業

(日本標準産業分類の詳細は、「11. (参考) 日本標準産業分類とは」を参照してください。)

新分野展開に該当するためには (事業計画で示す事項)

- ① 主たる事業又は主たる業種を変更する場合は、「3. 事業転換」又は「4. 業種転換」を参照してください。
- ② 新分野展開に該当するためには、新たな製品等を製造等する必要があります。【製品等の新規性要件】
具体的な要件は、2-2及び2-3を参照してください。
- ③ 新分野展開に該当するためには、新たな市場に進出する必要があります。【市場の新規性要件】
具体的な要件は、2-4及び2-5を参照してください。
- ④ 3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の売上高が総売上高の10% (※) 以上となる計画を策定することが必要です。【売上高10%要件】

(※) 10%は申請するための最低条件です。新たな製品の売上高がより大きな割合となる計画を策定することで、審査においてより高い評価を受けることができる場合があります。



製品等の新規性要件とは

製品等の新規性要件については、①過去に製造等した実績がないこと、②主要な設備を変更すること、③定量的に性能又は効能が異なること（計測できる場合）の3点を事業計画においてお示ください。

製品等の新規性要件についてお示しいたぐ事項

①過去に製造等した実績がないこと

過去に製造等していた製品等を再製造等することは、事業再構築によって、新たな製品等を製造等しているとはいえません。過去に製造等した実績がないものにチャレンジすることをお示し下さい。

②製造等に用いる主要な設備を変更すること

既存の設備でも製造等可能な製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな製品等を製造等しているとはいえません。主要な設備を変更することが新たな製品等を製造等するのに必要であることをお示し下さい。

③定量的に性能又は効能が異なること（製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。）

性能や効能の違いを定量的に説明することで、新たな製品等であることをお示し下さい。

（例：既存製品と比べ、新製品の強度、耐久性、軽さ、加工性、精度、速度、容量等が、X%向上する等）

【注】「新規性」とは、事業再構築に取り組む中小企業等自身にとっての新規性であり、世の中における新規性（日本初・世界初）ではありません。



市場の新規性要件等は

市場の新規性要件については、既存製品等と新製品等の代替性が低いことを事業計画においてお示しください。

市場の新規性要件についてお示しいただく事項

○既存製品等と新製品等の代替性が低いこと

市場の新規性要件を満たすためには、新製品等を販売した際に、既存製品等の需要が単純に置き換わるのではなく、売上が販売前と比べて大きく減少しないことや、むしろ相乗効果により増大することを事業計画においてお示しください。

(例) 日本料理店が、新たにオンラインの料理教室を始める場合、オンライン料理教室を始めたことにより、日本料理店の売上は変わらない（むしろ宣伝による相乗効果により上がる）と考えられることから、市場の新規性要件を満たすと考えられる。



新分野展開の要件を満たす例

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、新分野展開に該当します。

新分野展開の要件を満たす例

【例1】製造業の場合

航空機用部品を製造していた製造業者が、業界全体が業績不振で厳しい環境下の中、新たに医療機器部品の製造に着手し、5年間の事業計画期間終了時点で、医療機器部品の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定している場合

【例2】不動産業の場合

都心部の駅前にビジネス客向けのウィークリーマンションを営んでいたが、テレワーク需要の増加を踏まえて、客室の一部をテレワークスペースや小会議室に改装するとともにオフィス機器を導入し、3年間の事業計画期間終了時点で、当該レンタルオフィス業の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定している場合



事業転換の要件

- 「事業転換」とは新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することを指します。
- 「事業転換」に該当するためには、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「売上高構成比要件」の3つを全て満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

事業転換の定義

中小企業等が新たな製品等を製造等することにより、主たる業種（※1）を変更することなく、主たる事業（※2）を変更すること

（※1）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

（※2）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業

（日本標準産業分類の詳細は、「11.（参考）日本標準産業分類とは」を参照してください。）

事業転換に該当するためには（事業計画で示す事項）

- ①主たる業種を変更する場合には、「4. 業種転換」を参照してください。
- ②事業転換に該当するためには、新たな製品等を製造等する必要があります。**【製品等の新規性要件】**
これは、新分野展開における**【製品等の新規性要件】**と同義です。具体的な要件は、2-2及び2-3を参照してください。
- ③事業転換に該当するためには、新たな市場に進出する必要があります。**【市場の新規性要件】**
これは、新分野展開における**【市場の新規性要件】**と同義です。具体的な要件は、2-4及び2-5を参照してください。
- ④事業転換に該当するためには、3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定することが必要です。**【売上高構成比要件】**



事業転換の要件を満たす例

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、事業転換に該当します。

事業転換の要件を満たす例

【例1】飲食サービス業の場合

日本料理店が、換気の徹底によりコロナの感染リスクが低いとされ、足元業績が好調な焼肉店を新たに開業し、3年間の事業計画期間終了時点において、**焼肉事業の売上高構成比が、標準産業分類の細分類ベースで最も高い事業となる計画を策定している場合**

(参考) 日本標準産業分類
【大分類】M宿泊業、飲食サービス業⇒【中分類】76飲食店⇒【小分類】762専門料理店
⇒【細分類】7621日本料理店…7623中華料理店、7624ラーメン店、7625焼肉店… (細分類ベースで事業転換)

【例2】製造業の場合

プレス加工用金型を製造している下請事業者が、業績不振を打破するため、これまで培った金属加工技術を用いて、新たに**産業用ロボット製造業**を開始し、5年間の事業計画期間終了時点において、**産業用ロボット製造業の売上高構成比が、日本標準産業分類の細分類ベースで最も高い事業となる計画を策定している場合**

(参考) 日本標準産業分類
【大分類】E製造業⇒【中分類】生産用機械器具製造業⇒【小分類】269その他の生産用機械・同部分品製造業
⇒【細分類】2691金属用金型・同部分品・附属品製造業…2694ロボット製造業… (細分類ベースで事業転換)

12



業種転換の要件

- 「業種転換」とは新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することを指します。
- 「業種転換」に該当するためには、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「売上高構成比要件」の3つを全て満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

業種転換の定義

中小企業等が新たな製品を製造することにより、主たる業種（※1）を変更すること

（※1）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

（日本標準産業分類の詳細は、「11.（参考）日本標準産業分類とは」を参照してください。）

業種転換に該当するためには（事業計画で示す事項）

- ①業種転換に該当するためには、新たな製品等を製造等する必要があります。**【製品等の新規性要件】**
これは、新分野展開における**【製品等の新規性要件】**と同義です。具体的な要件は、2-2及び2-3を参照してください。
- ②業種転換に該当するためには、新たな市場に進出する必要があります。**【市場の新規性要件】**
これは、新分野展開における**【市場の新規性要件】**と同義です。具体的な要件は、2-4及び2-5を参照してください。
- ③業種転換に該当するためには、3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する業種が、売上高構成比の最も高い業種となる計画を策定する必要があります。**【売上高構成比要件】**



業種転換の要件を満たす例

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、業種転換に該当します。

業種転換の要件を満たす例

【例1】賃貸業の場合

レンタカー事業を営んでいる事業者が、新たにファミリー向けのコロナ対策に配慮した貸切ペンションを経営し、レンタカー事業と組み合わせた宿泊プランを提供することで、3年間の事業計画期間終了時点において、貸切ペンション経営を含む業種の売上高構成比が最も高くなる計画を策定している場合。

(参考) 日本標準産業分類
【大分類】…K不動産業、物品賃貸業 …M宿泊業, 飲食サービス業… (レンタカー事業は物品賃貸業、ペンションは宿泊業)

【例2】製造業の場合

コロナの影響も含め、今後ますますデータ通信量の増大が見込まれる中、生産用機械の製造業を営んでいる事業者が、工場を閉鎖し、跡地に新たにデータセンターを建設し、5年間の事業計画期間終了時点において、データセンター事業を含む業種の売上高構成比が最も高くなる計画を策定している場合。

(参考) 日本標準産業分類
【大分類】…E製造業、 …G情報通信業… (データセンターは情報通信業)

16



業態転換の要件

- 「業態転換」とは製品等の製造方法等を相当程度変更することを指します。
- 「業態転換」に該当するためには、「製造方法等の新規性要件」、「製品の新規性要件」（製造方法の変更の場合）又は「商品等の新規性要件又は設備撤去等要件」（提供方法の変更の場合）、「売上高10%要件」の3つを満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

業態転換の定義

製品等の製造方法等を相当程度変更すること

業態転換に該当するためには（事業計画で示す事項）

※製品の製造方法を変更する場合：①②④

※商品又はサービスの提供方法を変更する場合：①③④

- ① 業態転換に該当するためには、製品等の製造方法等が新規性を有するものである必要があります。
【製造方法等の新規性要件】
具体的な内容は、6-2及び6-3を参照してください。
- ② 新たな方法で製造される製品が新規性を有するものである必要があります（製品の製造方法を変更する場合に限ります）。**【製品の新規性要件】**
これは、新分野展開における**【製品等の新規性要件】**と同義です。具体的な内容は、3-2及び3-3を参照してください。
【注】②の要件は、製造業の分野で事業再構築を行う場合に限り必要となります。
- ③ 新たな方法で提供される商品若しくはサービスが新規性を有するもの又は既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うものである必要があります。（商品又はサービスの提供方法を変更する場合に限ります）。
【商品等の新規性要件】又は【設備撤去等要件】
このうち、商品等の新規性要件は新分野展開における**【製品等の新規性要件】**と同義です。具体的な内容は、3-2及び3-3を参照してください。
【注】③の要件は、製造業以外の分野で事業再構築を行う場合に限り必要となります。
- ④ これらを通じて、3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の製造方法等による売上高が、総売上高の10%（※）以上を占める計画を策定することが必要です。**【売上高10%要件】**

（※）10%は申請するための最低条件です。新たな製品の売上高がより大きな割合となる計画を策定することで、審査においてより高い評価を受けることができる場合があります。

17



業態転換の製造方法等の新規性要件

製造方法等の新規性を満たすためには、①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと、②主要な設備を変更すること、③定量的に性能又は効能が異なることの3点を事業計画においてお示ください。

製造方法等の新規性要件についてお示しいただく事項

①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと

過去に製造等していた方法と同じ方法で製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな方法で製品等を製造等しているとはいえません。過去に実績がない方法で製品等を製造等することにチャレンジすることをお示し下さい。

②新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること

既存の設備でも製造等可能な方法で、製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな方法で製品等を製造等しているとはいえません。主要な設備を変更することが新たな方法で製品等を製造等するのに必要であることをお示し下さい。

③定量的に性能又は効能が異なること（製造方法等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。）

性能や効能の違いを定量的に説明することで、新たな製造方法等が有効であることをお示し下さい。

（例：既存の製造方法と比べ、新たな製造方法の方が、生産効率、燃費効率等がX%向上する等）

【注】「新規性」とは、事業再構築に取り組む中小企業等自身にとっての新規性であり、世の中における新規性（日本初・世界初）ではありません。



業態転換の製造方法等の新規性要件を満たさない例

製造方法等の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

製造方法等の新規性要件を満たさない場合

①「過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと」を満たさない場合

- 過去に製品等を製造等していた方法により、改めて製品等を製造等する場合は、製造方法等の新規性要件を満たしません。
(例) 衣料品販売店を経営する企業が、既に行っているネット販売事業を拡大する場合。

②「新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること」を満たさない場合

- 既存の製造方法等に必要な主な設備が新たな製造方法等に必要な主な設備と変わらない場合は、製造方法等の新規性要件を満たしません。
(例) 衣料品販売店が、従来の商品を単に既存のECサイトを用いて販売網を拡大するなど、新たな設備投資を伴わない場合。

③「定量的に性能又は効能が異なること」を満たさない場合（製造方法等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。）

- 既存の製品等と新製品等の性能に有意な性能の差が認められない場合は、製造方法等の新規性要件を満たしません。
(例) 工場の無人化を図るためにデジタル技術を導入する計画を立てたが、従来と比べて生産性の向上が何ら見込まれない場合。



業態転換の要件を満たす例

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、業態転換に該当します。

業態転換の要件を満たす例

【例1】サービス業の場合

ヨガ教室を経営していたところ、コロナの影響で顧客が激減し、売上げが低迷していることを受け、サービスの提供方法を変更すべく、店舗での営業を縮小し、**オンライン専用のヨガ教室を新たに開始し**、オンライン専用のヨガ教室の売上高が、3年間の事業計画期間終了後、**総売上高の10%以上**を占める計画を策定している場合。

【例2】製造業の場合

健康器具を製造している製造業者が、コロナの感染リスクを抑えつつ、生産性を向上させることを目的として、**AI・IoT技術などのデジタル技術を活用して、製造プロセスの省人化を進めるとともに、削減が見込まれるコストを投じてより付加価値の高い健康器具を製造し**、新たな製造方法による売上高が、5年間の事業計画期間終了後、**総売上高の10%以上**を占める計画を策定している場合。



事業再構築の要件 まとめ

事業再構築の各類型と申請に当たってお示しいたいただく内容の全体像は、以下のとおりです。

事業再構築の類型	必要となる要件	参照ページ
新分野展開	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高10%要件	P 4
事業転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件	P11
業種転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件	P14
業態転換	製造方法の変更の場合 ①製造方法等の新規性要件、②製品の新規性要件、④売上高10%要件	P17
	提供方法の変更の場合 ①製造方法等の新規性要件、③商品等の新規性要件又は設備撤去等要件、④売上高10%要件	
事業再編	①組織再編要件、②その他の事業再構築要件	P23



要件名	申請に当たってお示しいたいただく内容	参照ページ
製品等（製品・商品等）の新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと、②製造等に用いる主要な設備を変更すること、③定量的に性能又は効能が異なること（※1）	P 5～6
市場の新規性要件	既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	P 7～8
売上高10%要件	新たな製品等の（又は製造方法等の）売上高が総売上高の10%以上となること	P 4、P17
売上高構成比要件	新たな製品等の属する事業（又は業種）が売上高構成比の最も高い事業（又は業種）となること	P11、P14
製造方法等の新規性要件	①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと、②新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること、③定量的に性能又は効能が異なること（※2）	P18、P19
設備撤去等要件	既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うもの	P17
組織再編要件	「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」等を行うこと	P24
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと	各類型

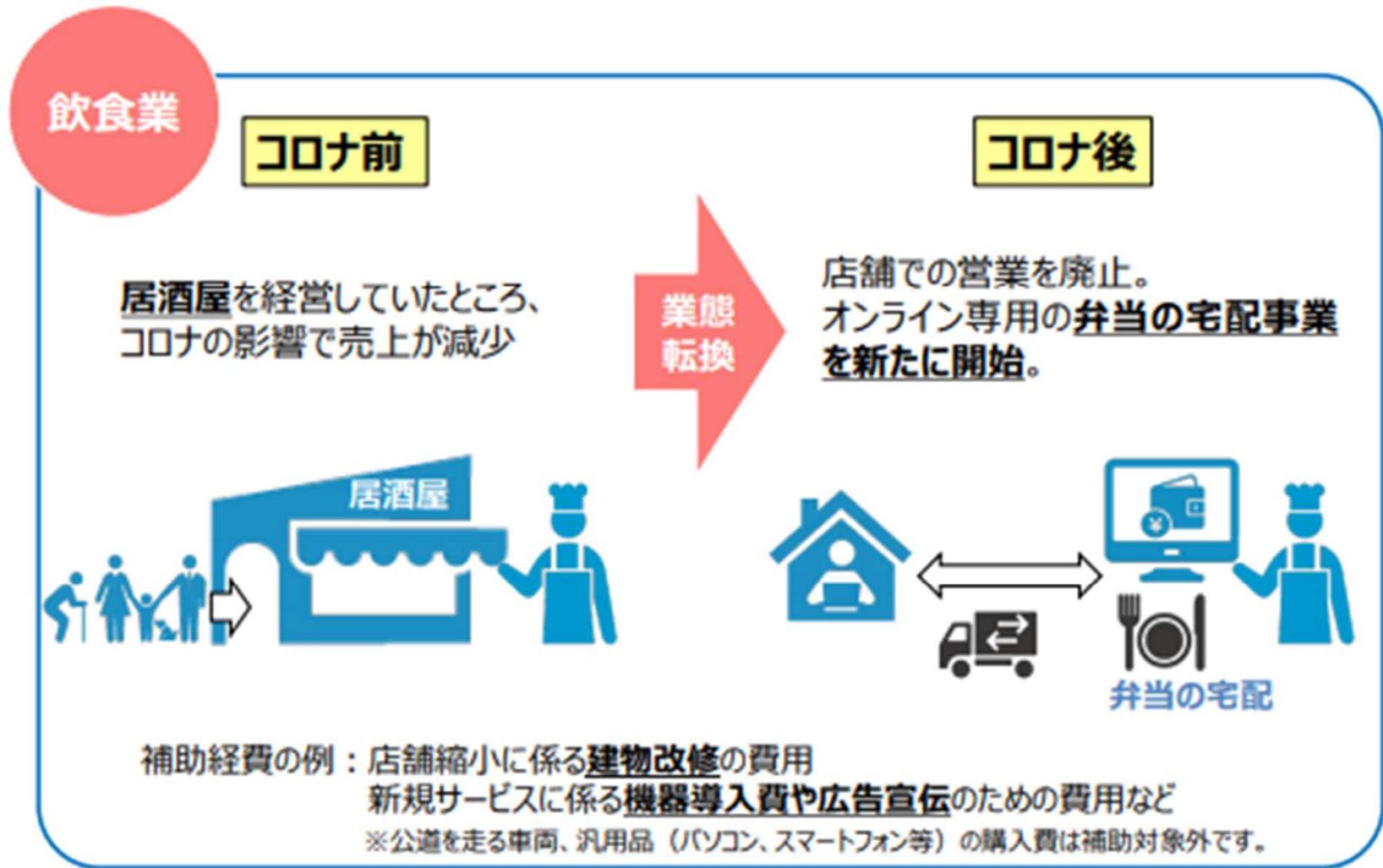
上記参照ページは事業再構築指針の手引き(1.1版)のページとなります



事業再構築の活用例



飲食業での活用例(業態転換)



1



小売業での活用例(業態転換)

小売業

コロナ前

紳士服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少。



業態
転換

コロナ後

店舗での営業を縮小し、紳士服の
ネット販売事業やレンタル事業に、
業態を転換。



補助経費の例：店舗縮小に係る建物改修の費用

新規オンラインサービス導入に係るシステム構築の費用など

※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。



サービス業での活用例(新分野展開)

サービス業

コロナ前

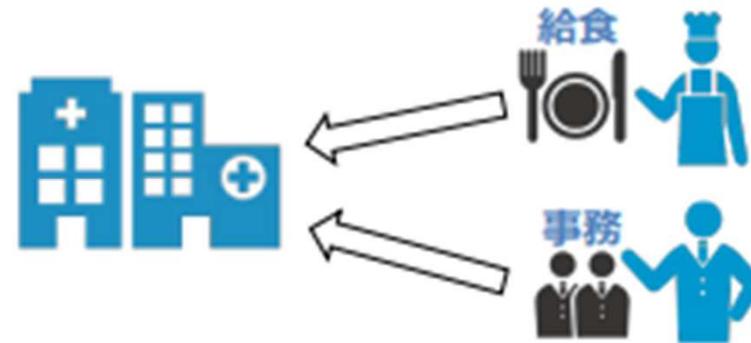
高齢者向けデイサービス事業等の介護サービスを行っていたところ、コロナの影響で利用が減少。



新分野
展開

コロナ後

デイサービス事業を他社に譲渡。
別の企業を買収し、病院向けの給食、
事務等の受託サービス事業を開始。



補助経費の例：建物改修の費用
新サービス提供のための機器導入費や研修費用など



製造業での活用例(新分野展開)

製造業

コロナ前

コロナ後

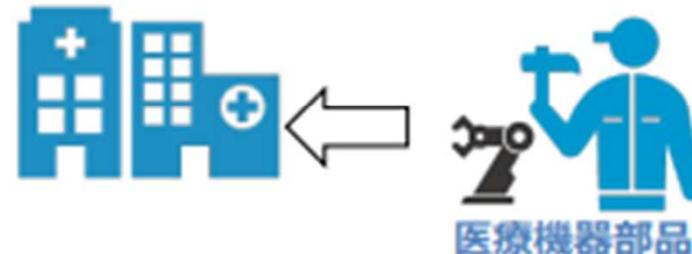
航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少。

新分野
展開

既存事業の一部について、関連設備の廃棄等を行い、医療機器部品製造事業を新規に立上げ。



航空機部品



医療機器部品

補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用
製造のための新規設備導入にかかる費用
新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用など



その他の活用イメージ

<p>飲食業</p> <p>喫茶店経営</p> <p>⇒ 飲食スペースを縮小し、新たに<u>コーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売</u>を実施。</p>	<p>飲食業</p> <p>居酒屋経営</p> <p>⇒ <u>オンライン専用の注文サービス</u>を新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。</p>	<p>飲食業</p> <p>レストラン経営</p> <p>⇒ 店舗の一部を改修し、新たに<u>ドライブイン形式での食事のテイクアウト販売</u>を実施。</p>
<p>飲食業</p> <p>弁当販売</p> <p>⇒ 新規に<u>高齢者向けの食事宅配事業</u>を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。</p>	<p>小売業</p> <p>衣服販売業</p> <p>⇒ 衣料品の<u>ネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業</u>に業態を転換。</p>	<p>小売業</p> <p>ガソリン販売</p> <p>⇒ 新規に<u>フィットネスジムの運営</u>を開始。地域の健康増進ニーズに対応。</p>
<p>サービス業</p> <p>ヨガ教室</p> <p>⇒ 室内での密を回避するため、新たに<u>オンライン形式でのヨガ教室の運営</u>を開始。</p>	<p>サービス業</p> <p>高齢者向けデイサービス</p> <p>⇒ 一部事業を他社に譲渡。<u>病院向けの給食、事務等の受託サービス</u>を新規に開始。</p>	<p>製造業</p> <p>半導体製造装置部品製造</p> <p>⇒ 半導体製造装置の技術を応用した<u>洋上風力設備の部品製造</u>を新たに開始。</p>
<p>運輸業</p> <p>タクシー事業</p> <p>⇒ 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、<u>食料等の宅配サービス</u>を開始。</p>	<p>製造業</p> <p>航空機部品製造</p> <p>⇒ <u>ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業</u>を新規に立上げ。</p>	<p>製造業</p> <p>伝統工芸品製造</p> <p>⇒ 百貨店などでの売上が激減。<u>ECサイト（オンライン）での販売</u>を開始。</p>
<p>食品製造業</p> <p>和菓子製造・販売</p> <p>⇒ 和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに<u>化粧品</u>の製造・販売を開始。</p>	<p>建設業</p> <p>土木造成・造園</p> <p>⇒ 自社所有の土地を活用して<u>オートキャンプ場を整備</u>し、観光事業に新規参入。</p>	<p>情報処理業</p> <p>画像処理サービス</p> <p>⇒ 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに<u>医療向けの診断サービス</u>を開始。</p>



【参考資料】

中小企業庁

事業再構築補助金の概要 2.1版

中小企業庁

事業再構築指針の手引き 1.1版